

議第二十号

栃木県議会情報公開条例の一部改正について

右の議案を別紙のとおり、栃木県議会会議規則第十五条第一項の規定により提出します。

平成二十八年三月二十四日

提出者 栃木県議会議員 小 林 幹 夫

栃木県議会議員 岩崎 信様

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

石 三 花 若 山 佐 松 阿 船 野 日  
向

坂 森 塚 林 形 藤 井 部 山 澤 野

真 文 隆 和 修 正 博 幸 和 義

一 徳 志 雄 治 良 一 美 雄 一 幸

栃木県条例第 号

栃木県議会情報公開条例の一部を改正する条例

栃木県議会情報公開条例（平成十二年栃木県条例第一号）の一部を次のように改正する。  
目次中「第十八条」を「第十七条」に、「不服申立て（第十九条）」を「審査請求（第十八条）」に改める。  
第十八条を削る。

第三章の章名を次のように改める。

### 第三章 審査請求

第三章中第十九条の前に次の一条を加える。

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第十八条 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第九条第一項の規定は、適用しない。

第十九条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「開示決定等について行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）の規定に基づく不服申立て」を「開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求」に、「不服申立てについての決定」を「審査請求についての裁決」に改め、同条第一号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示することとするとき（当該公文書の開示について反対意見書が提出されているときを除く。）。

第十九条に次の一項を加える。

2 前項の規定による意見の求めは、行政不服審査法第九条第三項において読み替えて適用する同法第二十九条第二項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

第二十条中「前条」を「前条第一項」に改め、同条第一号中「不服申立人」を「審査請求人」に、「参加人」を「参加人（行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人という。以下この章において同じ。）」に改め、同条第二号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第三号中「不服申立てに係る開示決定等」を「審査請求に係る公文書の開示」

に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第二十一条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「決定を」を「裁決を」に改め、同条第一号中「不服申立て」を「審査請求」に、「棄却する決定」を「棄却する裁決」に改め、同条第二号中「不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等」を「審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求」に、「の決定」を「の裁決」に改める。

第二十二条第一項中「第十九条」を「第十九条第一項」に改める。

第二十三条第二項中「前項」を「第一項及び前項」に、「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同項を同条第四項とし、同条中第一項を第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

審査会は、必要があると認めるときは、議長に対し、開示決定等に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の開示を求めることができない。

2 議長は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

第二十四条第一項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に、「与えることができる」を「与えなければならない」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

第二十四条第二項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

第二十五条中「第二十三条第二項」を「第二十三条第一項の規定により提示された公文書を閲覧させ、同条第四項」に、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（提出資料の写しの送付等）

第二十五条の二 審査会は、第二十三条第三項若しくは第四項又は第二十四条第三項の規定による意見書又は資料の提出があつたときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3 審査会は、第一項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第二項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

第二十六条の次に次の一条を加える。

（意見書の送付等）

第二十六条の二 審査会は、議長に対し第十九条第一項の意見を述べたときは、意見書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、意見の内容を公表するものとする。

## 附 則

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 この条例による改正前の栃木県議会情報公開条例（以下「旧情報公開条例」という。）第十二条第一項に規定する開示決定等（以下「開示決定等」という。）又は旧情報公開条例第六条第一項に規定する開示請求（以下「開示請求」という。）に係る不作為についての不服申立てであつて、この条例の施行前にされた開示決定等又はこの条例の施行前にされた開示請求に係る不作為に係るものについては、なお従前の例による。